

令和5年 No.5

○東京学芸大学先端教育人材育成推進機構規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

本部にプロジェクトを置くための規定を追加すること及び上廣道德・倫理教育研究開発推進室を設置することに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和5年2月8日 教育研究評議会 審議・承認

ただし、承認後に軽微な修正が生じたため、学長決裁により処理する。

東京学芸大学先端教育人材育成推進機構規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和5年3月16日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和5年規程第4号

東京学芸大学先端教育人材育成推進機構規程の一部を改正する規程

東京学芸大学先端教育人材育成推進機構規程（令和4年規程第13号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学先端教育人材育成推進機構規程の一部改正について

改正理由：本部にプロジェクトを置くための規定を追加すること及び上廣道徳・倫理教育研究開発推進室を設置することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(本部)</p> <p>第8条 機構に、本部を置き、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 機構が取り組む教育研究開発構想の企画立案</p> <p>(2) 第10条に規定するユニットの業務の統括</p> <p>(3) 教育委員会、大学、民間企業等との連携協力並びに成果の発信・普及及び評価に関すること</p> <p>(4) 第3条第4号に規定する政策提言に関すること</p> <p>(5) 教員養成フラッグシップ大学に関する取組の評価・検証</p> <p>(6) 第11条に規定する本部管理グループの業務の管理運営</p> <p>(7) その他機構の全体運営に関し必要な業務</p> <p><u>2 前項各号に掲げる業務を行うために必要な調査研究等を行うため、本部にプロジェクトを置くことができる。</u></p> <p><u>3 前項のプロジェクトに関し必要な事項は、別に定める。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(本部)</p> <p>第8条 機構に、本部を置き、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 機構が取り組む教育研究開発構想の企画立案</p> <p>(2) 第10条に規定するユニットの業務の統括</p> <p>(3) 教育委員会、大学、民間企業等との連携協力並びに成果の発信・普及及び評価に関すること</p> <p>(4) 第3条第4号に規定する政策提言に関すること</p> <p>(5) 教員養成フラッグシップ大学に関する取組の評価・検証</p> <p>(6) 第11条に規定する本部管理グループの業務の管理運営</p> <p>(7) その他機構の全体運営に関し必要な業務</p>
<p>〔省略〕</p> <p>(本部管理グループ)</p> <p>第11条 〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(本部管理グループ)</p> <p>第11条 〔省略〕</p>
<p><u>(上廣道徳・倫理教育研究開発推進室)</u></p> <p><u>第11条の2 機構に、上廣道徳・倫理教育研究開発推進室を置く。</u></p> <p><u>2 上廣道徳・倫理教育研究開発推進室に関し必要な事項は、別に定める。</u></p>	
<p>(機構会議)</p> <p>第12条 〔省略〕</p>	<p>(機構会議)</p> <p>第12条 〔省略〕</p>
<p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p>

附 則

1 この規程は、令和5年3月16日から施行する。

2 第11条の2の改正部分は、令和5年4月1日から施行する。